

国の債権管理等に関する行政評価・監視
＜結果に基づく勧告＞

参考資料

東京行政評価事務所

調査対象とした債権の概要

1 調査対象案件2,469件の抽出方法

調査対象機関(92機関)ごとに、以下の債権を抽出(東京事務所担当分は、8機関)

履行期限が到来している債権
(平成25年度末)

- ① 債権額の大きいもの
(上位10件)
- ② 債権の発生時期の古いもの
(上位10件)
など 計1,888件(東京事務所担当分は、163件)

不納欠損処理等を行った債権
(平成23～25年度)

- ① 不納欠損処理を行った債権
(金額上位3件)
- ② 強制履行の請求又は滞納処分を行った債権(金額上位3件)など 計581件(東京事務所担当分は、28件)

2-1 各府省等別の調査対象案件及び指摘した案件の内訳

(単位:件、万円)

府省等名	調査対象案件		指摘した案件	
	件数	債権額	件数	債権額
内閣府	28	36,890	5	521
公正取引委員会	27	540,679	0	0
国家公安委員会 (警察庁)	6	224	3	30
総務省	190	36,482	26	2,710
法務省	67	140,693	1	7
外務省	68	170,565	40	3,606
財務省	196	220,729	1	3
文部科学省	9	22,956	1	7,969
厚生労働省	685	689,194	38	38,915
農林水産省	112	120,983	19	3,312
経済産業省	69	44,634	1	21
国土交通省	543	1,260,164	45	911
環境省	37	24,711	15	3,405
防衛省	116	170,171	25	751
日本年金機構	316	342,467	11	12,174
合計	2,469	3,821,541	231	74,336

- (注) 1 「調査対象案件」の「件数」は、当省が今回の調査対象として抽出した個別債権の数である。
 2 「指摘した案件」の「件数」は、当省が今回の調査対象として抽出した個別債権のうち、債権管理上何らかの問題があるとして指摘した債権の数である。ただし、同じ案件に対してそれぞれ異なる観点で指摘を行っている場合も1件として計上している。
 3 「指摘した案件」がある府省であっても、既に対応が図られている場合には勧告の対象としていない(国家公安委員会(警察庁)及び経済産業省)。
 4 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

2-2 東京事務所の調査対象案件及び指摘した案件の内訳

(単位:件、円)

府省名	調査対象機関名	調査対象案件		指摘した案件	
		件数	債権額	件数	債権額
法務省	東京法務局	25	964,198,945	0	0
	東京入国管理局	6	33,767,005	1	66,910
厚生労働省	東京労働局	84	2,301,042,781	6	148,382,301
国土交通省	相武国道事務所	23	7,898,702	6	340,883
防衛省	航空幕僚監部	8	58,648,674	0	0
	自衛隊中央病院	23	11,346,325	13	4,975,585
	航空自衛隊補給本部	8	130,745,231	0	0
	装備施設本部	14	1,287,078,489	0	0
合計		191	4,794,726,152	26	153,765,679

1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施(主な事例)

債権管理事務の流れ

債権発生

債権管理簿への搭載

- ・ 債権が発生したときは、法定帳簿への搭載義務あり
 - ⇒ 債務者に請求するなどの適切な債権管理の前提

国有地を不法占有しているが、債務者に損害賠償金の請求を未実施

環境省東北地方環境事務所では、国立公園内で宿泊業を営んでいた債務者について、休業後も建物を残置しているため、本来であれば使用料相当額(約1,210万円)の損害賠償金の請求を行うべきであるが、この請求を行っていない。

報告書P53

督促

- ・ 履行期限を経過してもなお未納の場合、督促義務あり
 - ⇒ 強制履行の前提行為であり、債権者としての徴収意志を示す必要あり

督促を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難

外務省大臣官房会計課では、公金領得したことによる元職員への損害賠償金債権(約726万円)について、一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成している。

(東京事務所担当)

防衛省自衛隊中央病院では、診療費に係る債権(約8万円)について、債務者に対して一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成している。

報告書P56、59

1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施(主な事例(続き))

所在調査

- ・ 債務者の所在情報は、債権回収に当たっての基本的な情報
⇒ 所在不明では、督促や時効中断措置を講じることが困難

債務者の居所が不明であるが、関係機関に速やかな照会を未実施

厚生労働省岡山労働局では、労働災害に係る第三者への損害賠償金債権(約465万円)について、債務者の居所が不明となった事実を把握しているにもかかわらず、関係市町村に1年以上住民票等の照会を行っていない。

(東京事務所担当)

法務省東京入国管理局では、元職員に対する通勤手当の過払いに係る返納金債権(約7万円)について、債務者の居所が不明となったにもかかわらず、関係市町村に住民票等の照会を行っていない。

報告書P60、61

財産調査

- ・ 債務者の資力情報は、債権回収に当たっての重要な情報
⇒ 財産を保有している場合、優先的に差押えを行い、債権回収を図る必要

債務者が財産を保有しているが、差押えを未実施

日本年金機構笠寺年金事務所では、健康保険料等に係る債権(約3,748万円)について、債務者が不動産(評価額等:498万円)を保有していたにもかかわらず、差押えを行っていない。

報告書P83

訴訟提起・滞納処分

- ・ 督促を繰り返してもなお未納の場合、強制履行が必要
⇒ 強制履行を実施しなければ、時効完成により回収困難になるおそれ

強制履行を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難

厚生労働省大阪労働局では、労働災害に係る第三者への損害賠償金債権(約4,757万円)について、督促を繰り返しても納付意思のない債務者に対し、訴訟の提起やその他適切な時効中断措置が講じられないまま、消滅時効が完成している。

(東京事務所担当)

厚生労働省東京労働局では、労働災害に係る第三者への損害賠償金債権(約5,618万円)について、督促を繰り返しても納付のない債務者に対し、訴訟の提起やその他適切な時効中断措置が講じられないまま、消滅時効が完成している。

報告書P100、104

債権消滅

2 滞納の拡大防止対策の的確な実施(主な事例)

労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、住基ネット(※)の活用に拡大の余地あり

厚生労働省では、労働者災害補償保険年金の受給者の生存確認について、住基ネットを活用しているが、その対象は、障害補償年金受給者に留まっており、活用回数も年金の支給月が年6回あるにもかかわらず、1回しか行っていない。

報告書P151

※ 住民基本台帳ネットワークシステムのこと。
受給者データと同システムとのデータを突合させて、生存確認を行うことができる。

道路占用料を滞納しているが、道路占用の更新を認め、滞納額を拡大

国土交通省熊本河川国道事務所では、道路の占用許可期間中に債務者が一度も道路占用料(約31万円)を納付していないにもかかわらず、債務者からの許可の更新申請を認め、滞納額を拡大(約5万円)させている。

(東京事務所担当)

国土交通省相武国道事務所では、債務者が道路占有料(約9万円)を納付していないにもかかわらず許可を更新(一部は消滅時効が成立)し、新たな滞納(約5万円)が発生している。

報告書P154

2 滞納の拡大防止対策の的確な実施(主な事例(続き))

国有地の貸付料等を滞納しているが、使用の継続を認め、滞納額を拡大

農林水産省東北森林管理局では、国有林野内の土地の貸付料を滞納しているにもかかわらず、契約の更新を2回行い、8年間使用の継続を認めた結果、滞納額は約388万円まで拡大し、このうちの一部(約106万円)は消滅時効の完成によって回収困難となっている。

報告書P160

債権回収に有効な情報(勤務先情報)を取得せず、債務者は所在不明となり、回収が困難

外務省大臣官房会計課では、海外で盗難等に遭った渡航者等に対し、少額の金銭を貸付け、その後債務者の連絡先に電話をかけたところ、不使用であるなどして連絡がとれなくなった例あり。

⇔ 滞納後に債務者と連絡がとれなくなった債権について、把握した債務者の勤務先の情報をも有効に活用し、債権回収に効果を上げている例あり(国土交通省自動車局等)

報告書P167、169

3 東京事務所における全事例（54事例26案件）

「1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施」に係る事例

①債務者の所在が不明であるにもかかわらず、関係機関に対して速やかに照会を行っていない例（報告書P59）

府省名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の種類	債権の 発生年月	債権者が居所不明で あることを知った年月	元本債権額 (平成25年度末)	案件名
法務省	東京入国管理局	一般会計	返納金債権	平成20年11月	平成24年4月	66,910円	A
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年12月	平成21年6月	79,830円	B

②債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例（報告書P71）

府省名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の種類	債権の 発生年月	元本債権額 (平成25年度末)	保有財産 (評価額等)	案件名
法務省	東京入国管理局	一般会計	返納金債権	平成20年11月	66,910円	退職金 (約111万円)	A

③債務者に一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例（報告書P55）

府省名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の種類	債権の 発生年月	債権の消滅時効が 完成した年月	平成25年度末まで に消滅時効が完成 した債権額	案件名
厚生労働省	東京労働局	労働保険特別会計 (労災勘定)	返納金債権	平成10年5月	平成20年3月	13,153,978円	C
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年12月	平成14年12月	79,830円	B

④強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例(一般債権)

(報告書P93～99)

府省名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の種類	債権の 発生年月	債権の消滅 時効期間	平成25年度末まで に消滅時効が完成 した債権額	案件名
法務省	東京入国管理局	一般会計	返納金債権	平成20年11月	5年	66,910円	A
厚生労働省	東京労働局	労働保険特別会計 (労災勘定)	損害賠償金債権	平成17年6月	3年	56,180,806円	D
厚生労働省	東京労働局	労働保険特別会計 (労災勘定)	損害賠償金債権	平成15年8月	3年	38,018,879円	E
厚生労働省	東京労働局	労働保険特別会計 (労災勘定)	損害賠償金債権	平成14年11月	3年	37,151,437円	F
厚生労働省	東京労働局	労働保険特別会計 (労災勘定)	返納金債権	平成10年5月	5年	13,153,978円	C
厚生労働省	東京労働局	労働保険特別会計 (労災勘定)	損害賠償金債権	昭和52年5月	3年	2,045,352円	G
厚生労働省	東京労働局	労働保険特別会計 (労災勘定)	損害賠償金債権	昭和50年7月	3年	1,831,849円	H
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成17年5月～ 19年5月	3年	2,168,140円	I
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成13年6月	3年	717,720円	J
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成16年6月	3年	487,900円	K
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成12年2月～ 5月	3年	338,600円	L
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年11月	3年	308,000円	M
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成10年10月	3年	219,480円	N

府省名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の種類	債権の 発生年月	債権の消滅 時効期間	平成25年度末まで に消滅時効が完成 した債権額	案件名
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年4月	3年	206,745円	O
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成12年10月 ～13年1月	3年	149,930円	P
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成10年4月	3年	118,690円	Q
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成12年12月	3年	88,240円	R
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年12月	3年	79,830円	B
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年3月	3年	52,740円	S
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年4月	3年	39,570円	T

⑤強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例(国税徴収等の例による債権)(報告書P111)

府省名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の種類	債権の 発生年月	債権の消滅 時効期間	平成25年度末まで に消滅時効が完成 した債権額	案件名
国土交通省	相武国道事務所	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成18年1月	5年	118,331円	U
国土交通省	相武国道事務所	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)	物件使用料債権	平成19年3月～ 20年4月	5年	30,576円	V
国土交通省	相武国道事務所	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)	物件使用料債権	平成19年3月～ 20年4月	5年	12,936円	W

⑥居住者が遠隔地に居住しているにもかかわらず、居住地の近隣機関への債権に係る事務の引継ぎが行われていないため、有効な債権回収が行われていない例(報告書P65)

府省名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の種類	債権の 発生年月	債務者が遠隔地 に居住しているこ とを知った年月	元本債権額 (平成25年度末)	案件名
厚生労働省	東京労働局	労働保険特別会計(労災勘定)	損害賠償金債権	平成17年6月	平成19年9月	56,180,806円	D
国土交通省	相武国道事務所	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成18年10月	平成18年10月	118,784円	X

⑦破産により債務を免れている等の理由から、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、1年以上この処理を行っていない例(報告書P135)

府省名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の種類	債権の 発生年月	みなし消滅として処理すべき事由	みなし消滅として処理すべき事由の発生年月	みなし消滅として処理すべき債権額(平成25年度末)	案件名
国土交通省	相武国道事務所	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)	物件使用料債権	平成20年4月	破産法等の規定による免責	平成22年5月	14,229円	Y

⑧消滅時効の完成までに一度も弁済がなく、完成後も1年以上弁済の意思が確認できないなど、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、この処理を行っていない例(報告書P127~129)

府省名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の種類	債権の 発生年月	消滅時効が 完成した年月	みなし消滅として処理すべき債権額(平成25年度末)	案件名
厚生労働省	東京労働局	労働保険特別会計(労災勘定)	損害賠償金債権	平成17年6月	平成20年12月～ 23年4月	56,180,806円	D
厚生労働省	東京労働局	労働保険特別会計(労災勘定)	損害賠償金債権	平成15年8月	平成19年6月～ 21年8月	38,018,879円	E
厚生労働省	東京労働局	労働保険特別会計(労災勘定)	損害賠償金債権	平成14年11月	平成19年12月～ 20年11月	37,151,437円	F

府省名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の種類	債権の 発生年月	消滅時効が 完成した年月	みなし消滅として処 理すべき債権額(平 成25年度末)	案件名
厚生労働省	東京労働局	労働保険特別会 計(労災勘定)	返納金債権	平成10年5月	平成20年3月	13,153,978円	C
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成17年5月～ 19年5月	平成20年5月～ 22年5月	2,168,140円	I
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成13年6月	平成16年7月	717,720円	J
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成16年6月	平成19年7月	487,900円	K
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成12年2月～ 5月	平成15年3月～ 5月	338,600円	L
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年11月	平成14年11月	308,000円	M
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成10年10月	平成13年10月	219,480円	N
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年4月	平成14年4月	206,745円	O
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成12年10月～ 13年1月	平成15年10月～ 16年1月	149,930円	P
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成10年4月	平成13年5月	118,690円	Q
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成12年12月	平成16年1月	88,240円	R
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年12月	平成14年12月	79,830円	B
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年3月	平成14年4月	52,740円	S
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年4月	平成14年5月	39,570円	T

「2 滞納の拡大防止対策の的確な実施」に係る事例

⑨道路占用料の未納者について、道路占用の更新を認めている例(報告書P154)

府省名	機関名	許可更新年月	更新時点の滞納額	更新時点の滞納期間	平成25年度末時点の滞納額	案件名
国土交通省	相武国道事務所	平成24年6月	88,886円	5年2月	46,027円	Z

⑩債権回収を効果的に行うために、債権発生時等に債務者から勤務先の情報を事前に得ておくことが望ましい例(報告書P166)

府省名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の種類	債権の発生年月	元本債権額 (平成25年度末)	勤務先情報の入手 可能機会	案件名
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成16年6月	487,900円	会計時	K
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年11月	308,000円	会計時	M
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成10年10月	219,480円	会計時	N
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年4月	206,745円	会計時	O
防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養費債権	平成11年12月	79,830円	会計時	B

(注1) 自衛隊中央病院の債権は防衛省職員及び自衛隊員に係るものではなく、全て一般の受診者に係るものである。

(注2) 一案件で複数回事例として掲載しているものがあり、案件名が同一の事例は同一案件である。